

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年2月24日(2011.2.24)

【公表番号】特表2009-521578(P2009-521578A)

【公表日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2009-022

【出願番号】特願2008-547602(P2008-547602)

【国際特許分類】

C 09 B	67/22	(2006.01)
C 09 B	55/00	(2006.01)
C 09 B	23/00	(2006.01)
C 09 B	1/16	(2006.01)
C 09 D	11/00	(2006.01)
C 09 B	29/36	(2006.01)
B 41 M	5/385	(2006.01)
B 41 M	5/388	(2006.01)
B 41 M	5/39	(2006.01)

【F I】

C 09 B	67/22	F
C 09 B	67/22	D
C 09 B	67/22	A
C 09 B	55/00	A
C 09 B	23/00	L
C 09 B	1/16	
C 09 D	11/00	
C 09 B	29/36	B
B 41 M	5/26	1 0 1 K

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月15日(2009.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

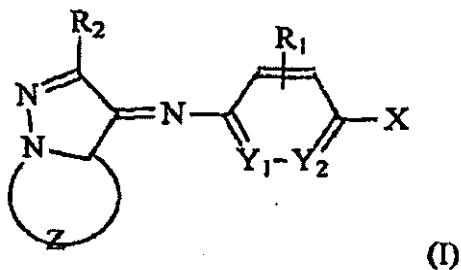
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、下記構造Iの第1のマゼンタ色素：

【化1】

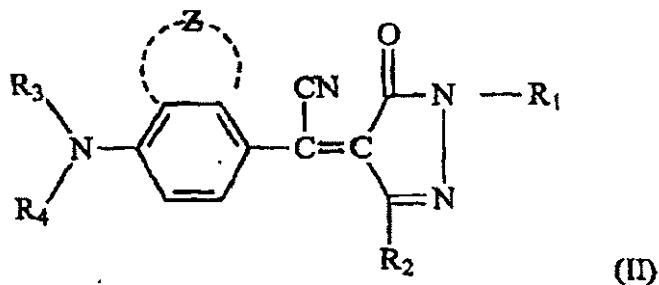


(上記式中、Xは、 $NR_3R_4$ 基又はヒドロキシリル基であり、 $R_3$ 及び $R_4$ は同じか又は異なるものであってよく、そして独立して、アルキル、アルケニル、アリール、アラルキル、又はシクロアルキル基から選択され； $Y_1$ 及び $Y_2$ は、 $Y_1$ 及び $Y_2$ のうちの一方が窒素原子であることを条件として、それぞれ独立して、炭素原子又は窒素原子から選択され；Zは、別の環と縮合されていてもよい5又は6員窒素含有複素環を形成するのに必要な原子団であり；そして $R_1$ 及び $R_2$ はそれぞれ独立して、水素原子、ハロゲン原子、アルキル、アルケニル、アルコキシ、アルキルアミノ、アセトアミド、スルホンアミド、アリール、アラルキル、又はシクロアルキル基から選択される)

及び

構造IIの第2のマゼンタ色素：

【化2】



(上記式中：

$R_1$ は、炭素原子数1～10のアルキル基、炭素原子数5～7のシクロアルキル基、又は炭素原子数6～10のアリール基を表し；

$R_2$ は、炭素原子数1～10のアルコキシ基、炭素原子数6～10のアリールオキシ基、ナフトキシ、 $NHR_5$ 、 $NR_5R_6$ を表し；

$R_3$ 及び $R_4$ はそれぞれ独立して $R_1$ であるか、又は $R_3$ 及び $R_4$ のいずれか若しくは両方が、5又は6員環を形成するようにアニリノ窒素の結合位置に対してオルト位置で芳香環の炭素原子に結合することができ、又は $R_3$ と $R_4$ とが一緒に結合することにより、これらが結合された窒素と一緒に5又は6員複素環を形成することができ；

$R_5$ 及び $R_6$ はそれぞれ独立して、炭素原子数1～10のアルキル基、炭素原子数5～7のシクロアルキル基、又は炭素原子数6～10のアリール基を表し、又は $R_5$ と $R_6$ とが一緒に結合することにより、これらが結合された窒素と一緒に5又は6員複素環を形成することができ；そして

Zは、水素、又は5若しくは6員複素環を完成するために必要な原子を表す)を含むマゼンタ色素複合体。

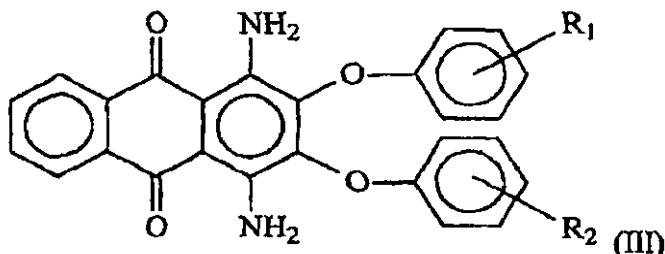
【請求項2】

第3のマゼンタ色素をさらに含む請求項1に記載のマゼンタ色素複合体。

【請求項3】

該第3のマゼンタ色素が、下記構造IIIを有する請求項2に記載のマゼンタ色素複合体：

【化3】

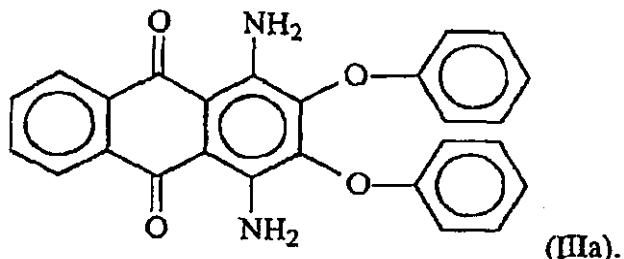


(上記式中、R<sub>1</sub>及びR<sub>2</sub>はそれぞれ独立して、水素、ヒドロキシル、ハロゲン、C<sub>1-4</sub>アルキル、又はC<sub>1-4</sub>アルコキシから選択される)。

【請求項4】

該第3のマゼンタ色素が、下記構造IIIaを有する請求項3に記載のマゼンタ色素複合体。

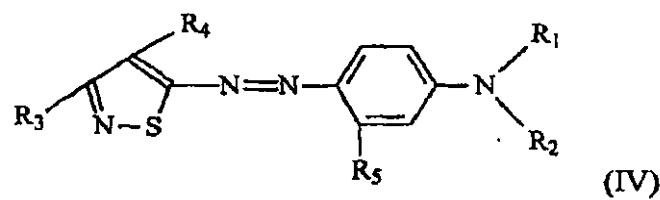
【化4】



【請求項5】

該第3のマゼンタ色素が、下記構造IVを有する請求項2に記載のマゼンタ色素複合体

【化5】



(上記式中、R<sub>1</sub>及びR<sub>2</sub>はそれぞれ独立して、水素、C<sub>1-6</sub>アルキル又はアリル、C<sub>5-7</sub>シクロアルキル、C<sub>5-10</sub>アリールであり、又はR<sub>1</sub>とR<sub>2</sub>とが一緒にことにより、R<sub>1</sub>又はR<sub>2</sub>が結合された窒素、及び該窒素原子に結合された炭素に対してオルトのどちらかの炭素原子を含むことができる5又は6員複素環を形成することができ；

R<sub>3</sub>は、水素、C<sub>1-6</sub>アルキル、C<sub>5-10</sub>アリール、アルキルチオ、又はハロゲンであり；

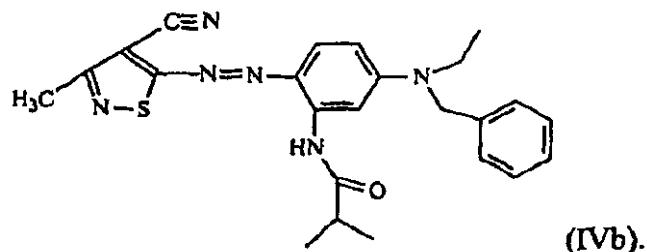
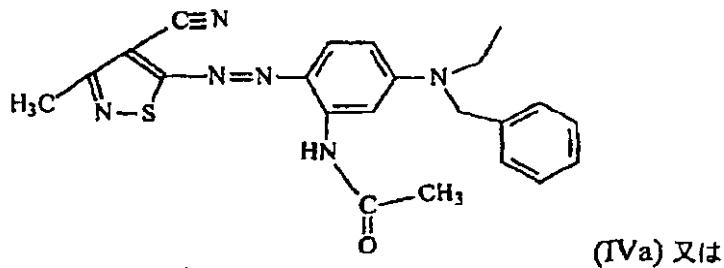
R<sub>4</sub>は、シアノ、チオシアナト、アルキルチオ、又はアルコキシカルボニルであり；そ

して

R<sub>5</sub>は、C<sub>1-6</sub>アルキル、C<sub>5-10</sub>アリール、又はN H Aであり、Aはアシル又はスルホニル基である)。

【請求項 6】

該第3のマゼンタ色素が、下記構造IVを有する請求項5に記載のマゼンタ色素複合体  
【化6】



【請求項 7】

ベース層と色素供与層とを含むサーマル色素供与要素であって、該色素供与層が請求項4に記載のマゼンタ色素複合体を含むサーマル色素供与要素。

【請求項 8】

ベース層と色素供与層とを含むサーマル色素供与要素であって、該色素供与層が請求項6に記載のマゼンタ色素複合体を含むサーマル色素供与要素。